

# 地域公共交通活性化に向けた取組状況について

平成28年3月10日

東北運輸局 交通政策部 交通企画課



公共交通利用促進キャラクター「のりたろう」

# 交通政策基本法の概要

【目的】 交通に関する施策について、基本理念及び交通に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、**国民生活の安定向上**及び**国民経済の健全な発展**を図る（第1条）。

## 交通政策の基本理念等(第2条～第7条)

### 交通に関する施策の推進にあたっての基本的認識(第2条)

#### 【交通の果たす以下の機能の発揮】

- ・国民の自立した生活の確保
- ・活弁な地域間交流・国際交流
- ・物資の円滑な流通

→ 国民等の交通に対する基本的需要の充足

### 交通機能の確保・向上(第3条)

豊かな国民生活の実現

国際競争力の強化

地域の活力の向上

大規模災害への対応

### 環境負荷の低減(第4条)

### 適切な役割分担と連携(第5条・第6条)

### 交通の安全の確保(第7条)

国民等の生命・身体・財産を守る交通安全の確保については、交通安全対策基本法と相まって、本法案の交通施策と十分に連携の上推進

### 関係者の責務等(第8条～第11条)

- ・国の責務（第8条）
- ・地方公共団体の責務（第9条）
- ・交通関連事業者等の責務（第10条）
- ・国民等の役割（第11条）

### 関係者の連携・協力(第12条)

### 法制上、財政上の措置(第13条)

### 年次報告等(第14条)

交通の動向及び政府が交通に関して講じた施策に関する報告の国会への提出等

## 「交通政策基本計画」の閣議決定・実行(第15条)

### 理念を体現する基本的施策(第16条～第32条)

#### 【日常生活の交通手段確保】(第16条)

離島等の自然的・経済的・社会的条件に配慮した、通勤、通学、通院、物流等に必要な交通手段の確保等

#### 【高齢者、障害者等の円滑な移動】(第17条)

高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児を同伴する者等の円滑な移動の促進のための自動車・鉄道・船・航空機・旅客施設・道路・駐車場のバリアフリー化等

#### 【交通の利便性向上、円滑化、効率化】(第18条)

定時性確保、速達性向上、快適性確保、乗継ぎ円滑化、交通結節機能高度化、輸送の合理化等

#### 【我が国産業・観光等の国際競争力の強化】(第19条)

国際海上・航空輸送網の形成、輸送拠点となる港湾・空港の整備、国内・国際の結節強化等

#### 【地域の活力の向上】(第20条)

地域経済の活性化等のための企業立地促進、地域内・地域間交流・物流の促進に資する国内交通網・輸送拠点の形成等

#### 【運輸事業等の健全な発展】(第21条)

交通に関する事業の安定運営・健全な発展のための事業基盤強化、人材育成等

#### 【大規模災害時の機能低下の抑制及び迅速な回復】(第22条)

大規模災害による交通機能低下の抑制・迅速な交通機能の回復のための耐震性向上、代替交通手段の確保、関係者の連携、円滑な避難の確保等

#### 【環境負荷の低減】(第23条)

温室効果ガス等の排出抑制に資する車両・船舶等の開発・普及の促進、交通の円滑化、モーダルシフト、移動効率化、公共交通の利便増進、大気・海洋汚染・騒音防止等

#### 【総合的な交通体系の整備】(第24条)

徒歩、自転車、自動車、鉄道、船、航空機等の交通手段間の役割分担と連携強化、需要動向や施設の老朽化等に配慮した重点的・効率的な整備等

#### 【連携による施策の推進】(第25条～第27条)

まちづくり施策との連携、国際交流の拡大や経済社会の発展に資する観光立国施策(外国語による情報提供等)との連携、行政・事業者・施設管理者・住民その他の関係者の連携・協働

#### 【調査研究】(第28条)

交通に関する調査研究

#### 【技術の開発及び普及】(第29条)

情報通信技術その他の技術の活用、研究開発目標の明確化、研究機関の連携、新技術の導入促進等

#### 【国際連携確保・国際協力】(第30条)

日本の知識・技術の海外展開、国際規格の標準化、国際連携確保、開発途上国等への協力等

#### 【国民等の立場に立った施策の実施】(第31条)

#### 【地方公共団体の施策】(第32条)

まちづくり等の観点を踏まえた交通政策の総合的・計画的推進

## 交通政策基本計画の概要

※計画期間:2014年度(平成26年度)~2020年度(平成32年度)

【本計画が対応すべき社会・経済の動き】

- (1)人口急減、超高齢化の中での個性あふれる地方創生 (2)グローバル化の進展 (3)巨大災害の切迫、インフラの老朽化  
 (4)地球環境問題 (5)ICTの劇的な進歩など技術革新の進展 (6)東日本大震災からの復興 (7)2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催

基本的方針

### A. 豊かな国民生活に資する使い やすい交通の実現

- 【日常生活の交通手段確保】(16条)  
 【高齢者、障害者、妊産婦等の円滑な移動】(17条)  
 【交通の利便性向上、円滑化、効率化】(18条)  
 【まちづくりの観点からの施策推進】(25条)

### B. 成長と繁栄の基盤となる国 際・地域間の旅客交通・物流 ネットワークの構築

- 【産業・観光等の国際競争力強化】(19条)  
 【地域の活力の向上】(20条)  
 【観光立国の観点からの施策推進】(26条)  
 【国際連携確保・国際協力】(30条)

### C. 持続可能で安心・安全な 交通に向けた基盤づくり

- 【運輸事業等の健全な発展】(21条)  
 【大規模災害時の機能低下抑制、迅速な回復】(22条)  
 【環境負荷の低減】(23条)

基本  
法上  
の  
国  
の  
施  
策

- ①自治体中心に、コンパクトシティ化等まちづくり施策と連携し、地域交通ネットワークを再構築する  
 ②地域の実情を踏まえた多様な交通サービスの展開を後押しする  
 ③バリアフリーをより一層身近なものにする  
 ④旅客交通・物流のサービスレベルをさらなる高みへ引き上げる

- ①我が国の国際交通ネットワークの競争力を強化する  
 ②地域間のヒト・モノの流動を拡大する  
 ③訪日外客2000万人に向け、観光施策と連携した取組を強める  
 ④我が国の技術とノウハウを活かした交通インフラ・サービスをグローバルに展開する

- ①大規模災害や老朽化への備えを万全なものとする  
 ②交通関連事業の基盤を強化し、安定的な運行と安全確保に万全を期する  
 ③交通を担う人材を確保し、育てる  
 ④さらなる低炭素化、省エネ化等の環境対策を進める

施  
策  
の  
目  
標

#### 基本法上の国の施策

- 【関係者の責務・連携】(8~12, 27条)  
 【総合的な交通体系の整備】(24条)  
 【調査・研究】(28条)  
 【技術の開発及び普及】(29条)  
 【国民の立場に立った施策】(31条)

#### 施策の推進に当たって特に留意すべき事項

- ①適切な「見える化」やフォローアップを行いつつ、国民・利用者の視点に立って交通に関する施策を講ずる  
 ②国、自治体、事業者、利用者、地域住民等の関係者が責務・役割を担いつつ連携・協働する  
 ③ICT等による情報の活用をはじめとして、技術革新によるイノベーションを進める  
 ④2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催とその後を見据えた取組を進める

**基本戦略①:** 人口減少下でも生活サービスを効率的に提供するために**拠点機能をコンパクト化**し、中山間地域等では**小さな拠点の形成を推進**するとともに、**高次都市機能維持に必要な概ね30万人の圏域人口確保のためのネットワーク化**を図る。

**基本戦略②:** **地域の雇用創出と豊かな生活環境の創出**のため、観光振興や地域資源を活かした**個性ある地域づくり**を行いつつ、**広域観光周遊ルート**の形成や都市間ネットワークの充実等により、**海外や大都市を含む他の圏域との連携強化、交流人口・物流の増大**を図る。

高次都市機能を維持するためには、一定の圏域人口が必要  
 人口約30万人で成立する高次サービス施設の例: 救命救急センター、大学、百貨店  
 → 拠点機能のコンパクト化と、圏域人口を確保するためのネットワーク化が必要

**「小さな拠点」の形成**  
 商店、診療所など日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を、歩いて動ける範囲に集め、周辺集落とネットワークでつないだ「小さな拠点」を形成。

道の駅、特産品等農業の6次産業化、バイオマスエネルギーの地産・地消により、**新たな雇用**を創出

交通と情報通信による**ネットワーク**で周辺を支える

小学校や旧役場庁舎の周辺に日常生活を支える買い物、医療等の「機能」を**コンパクト**に集積



**<高知県黒潮町の事例>**

- ・廃校舎を特産品販売、防災活動拠点として活用
- ・高齢者の移動手段確保のため、エアーマットバス運行

**<富山市のコンパクト+ネットワークの事例>**

コンパクトなまちづくりにより、中心市街地活性化や公共交通の活性化の取組を実施

中心市街地地区

公共交通沿線居住推進地区

公共交通軸

**<三遠南信地域における機能連携の事例>**

三遠南信地域の道路ネットワークを強化することで、三河港などの物流拠点を有する沿岸部と、農業、製造業等の産業拠点を結びつけ、ゾーン全体として産業を活性化

飯田市

名古屋産市

豊橋市

浜松市

新東名高速道路

東名高速道路

**基本戦略②** 雇用と豊かな生活環境の創出

- 観光振興、地域ビジネス・雇用創出による活力ある地域の形成
- 子育て・高齢化に対応した豊かな生活環境の創出
- 地域を支える産業の担い手の確保・育成等

さらに、個性ある地域が、広域観光周遊ルートの形成や都市間ネットワークの充実等により、海外や大都市を含む他の圏域との連携強化、交流人口・物流の増大を図る

コンパクト+ネットワークを形成しつつ、各地域で雇用と豊かな生活環境を創出し、東京など大都市からも企業・人材を引き付ける効果

# 改正地域公共交通活性化再生法(平成26年5月成立、11月施行)の概要

## 交通政策基本法(平成25年12月4日公布・施行)の具体化

日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等

まちづくりの観点からの交通施策の促進

関係者相互間の連携と協働の促進

等

### 目標

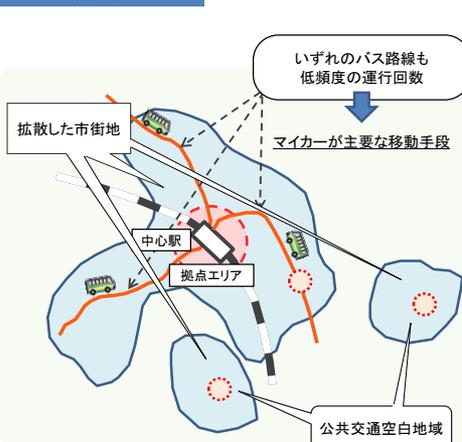
本格的な人口減少社会における地域社会の活力の維持・向上

### ポイント

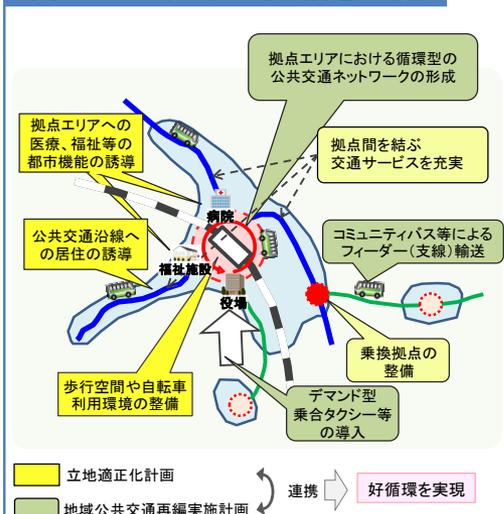
- ① 地方公共団体が中心となり、
- ② まちづくりと連携し、
- ③ 面的な公共交通ネットワークを再構築

## コンパクトなまちづくりと一体となった公共交通の再編のイメージ

### 現状



### まちづくりと一体となった公共交通の再編



※富山市、熊本市、豊岡市、三条市等の取組を参考として作成

## 改正地域公共交通活性化再生法の基本スキーム

### 基本方針

国が策定  
まちづくりとの連携に配慮

### 地域公共交通網形成計画

事業者と協議の上、  
地方公共団体が  
協議会を開催し策定

- コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携
- 地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

## 地域公共交通特定事業

### 地域公共交通再編事業

面的な公共交通ネットワークを再構築するため、事業者等が地方公共団体の支援を受けつつ実施

軌道運送  
高度化事業  
(LRTの整備)

鉄道事業  
再構築事業  
(上下分離) ...

### 地域公共交通再編実施計画

実施計画

実施計画 ...

地方公共団体が事業者等の同意の下に策定

国土交通大臣が認定し、計画の実現を後押し

# 送付された地域公共交通網形成計画

■ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第41号）の施行（平成26年1月）以降、2月末までに計67件の地域公共交通網形成計画が国土交通大臣に送付された。

○送付された地域公共交通網形成計画一覧 ※平成28年2月末現在

北海道	函 館 市
秋田県	湯 沢 市
	由 利 本 荘 市
	藤 里 町
山形県	長井市、南陽市、川西町、白鷹町
	小 国 町
福島県	伊 達 市
茨城県	東 海 村
	五 霞 町
栃木県	宇 都 宮 市 ・ 芳 賀 町
埼玉県	春 日 部 市
	上 尾 市
	東 秩 父 村
千葉県	鴨 川 市
	南 房 総 市
神奈川県	藤 沢 市
	海 老 名 市
	真 鶴 町
新潟県	上 越 市
	佐 渡 市
富山県	高 岡 市
	黒 部 市
	小 矢 部 市

福井県	福井市、大野市、勝山市、あわら市、坂井市、永平寺町
岐阜県	岐 阜 市
	高 山 市
	恵 那 市 ・ 中 津 川 市
	各 務 原 市
	飛 驒 市
	海 津 市
静岡県	下 田 市
愛知県	日 進 市
	田 原 市
	清 須 市
	豊 山 町
	飛 島 村
	武 豊 町
三重県	津 市
	四 日 市 市
	松 阪 市
	伊 賀 市
	紀 北 町
京都府、兵庫県、福知山市、舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町、豊岡市	
京都府	木 津 川 市

大阪府	河 内 長 野 市
兵庫県	小 野 市
奈良県	宇 陀 市
島根県	大 田 市
岡山県	高 梁 市
	久 米 南 町
広島県	三 原 市
	東 広 島 市
	神 石 高 原 町
香川県	高 松 市
愛媛県	愛 南 町
福岡県	福 岡 市
	久 留 米 市
	朝 倉 市
	那 珂 川 町
佐賀県・唐津市・玄海町	
長崎県	佐 世 保 市
	対 馬 市
熊本県	八 代 市
	水 俣 市
大分県	中 津 市
宮崎県	え び の 市
	門 川 町

## 1. 交通網形成計画を策定した自治体

### ○由利本荘市(秋田県)【人口81,759人、面積1,209 km<sup>2</sup>】 <H27.4策定>

基本方針:市が目指すべき将来像と公共交通のあり方を示す基本理念(交通弱者への対応を図るため、交通空白地域を解消するとともに、持続可能な交通体系を構築)に従い、課題解決に向けた事業の実施・サービスの提供を実施

主な内容:地域拠点のアクセス強化(路線の統廃合等)、地域拠点を核としたフィーダー交通の導入、地域拠点・交通結節点の整備促進(乗り継ぎ支援等)

### ○小国町(山形県)【人口8,316人、面積737 km<sup>2</sup>】 <H27.6策定>

基本方針:地域を支える公共交通の構築、生活を便利にする公共交通の構築、交流を支える公共交通ネットワークの構築

主な内容:幹線の効率化による接続性の確保、住民との共同による支援エリア内の公共交通の運行、交通結節点の整備、予約制運行の拡大・将来に向けた運行形態の検討、都市機能を楽しむ内循環線の運行、スクールバスと町営バスの重複路線の効率化、交流人口の拡大に向けた運行形態の確保等

### ○伊達市(福島県)【人口63,167人、面積265 km<sup>2</sup>】 <H27.8策定>

基本方針:基本理念(健幸都市づくり、まちの賑わい創出を支える、どこへでもお出かけできる持続的な公共交通圏の形成)に基づき、市民が歩いてまちへ出かけたくなり、誰にでも分かりやすく、使いやすいメリハリの効いた地域公共交通網を形成し、みんなに効果をもたらす持続可能な事業を展開

主な内容:鉄道と路線バスによる地域の骨格をなす地域公共交通の体系の再編、地域が主体となった新たな地域公共交通システムの導入等

### ○藤里町(秋田県)【人口3,402人、面積282 km<sup>2</sup>】 <H27.11策定>

基本方針:子どもからお年寄りまでおでかけを楽しめる身近な交通環境と安心して外出できるスムーズな広域の交通環境を実現し、町の活力を支える公共交通網の形成

主な内容:バス不便地域へのデマンド交通の導入・土日の便数確保、通院快速バスの実現、乗り継ぎ拠点の多機能化による充実、観光二次交通の実現等

### ○湯沢市(秋田県)【人口49,359人、面積791 km<sup>2</sup>】 <H28.1策定>

基本方針:「みんなで育てる、安全で快適な地域公共交通～まちを豊かに、賑わいを生む道具として将来へ繋ぐ～」を基本方針とし、質の向上、将来への継承、需要の喚起、情報発信の強化に取り組む

主な内容:バス経路の整理再編、乗合タクシーの運行見直し、自治組織等との検討会、商店街や観光施設と連携した仕掛けづくり、停留所への路線標示等

### ○フラワー長井線沿線地域[長井市・南陽市・白鷹町・川西町](山形県)【人口91,127人、面積699km<sup>2</sup> ※2市2町全体】 <H28.2策定>

基本方針:①人口定着・交流人口拡大につながるまちづくりを支える公共交通との連携、②交通事業者間の連携による利便な公共交通網の形成、③地域住民・企業連携による地域交通の継続的確保に向けた公共交通を守る機運・仕組みづくり、④長井線の経営強化による公共交通軸の継続性担保

主な内容:長井線等を活用した小さな拠点づくり、長井線と市営バスとの接続利便性の向上、企業サポーター制度の導入、鉄道再構築事業の導入

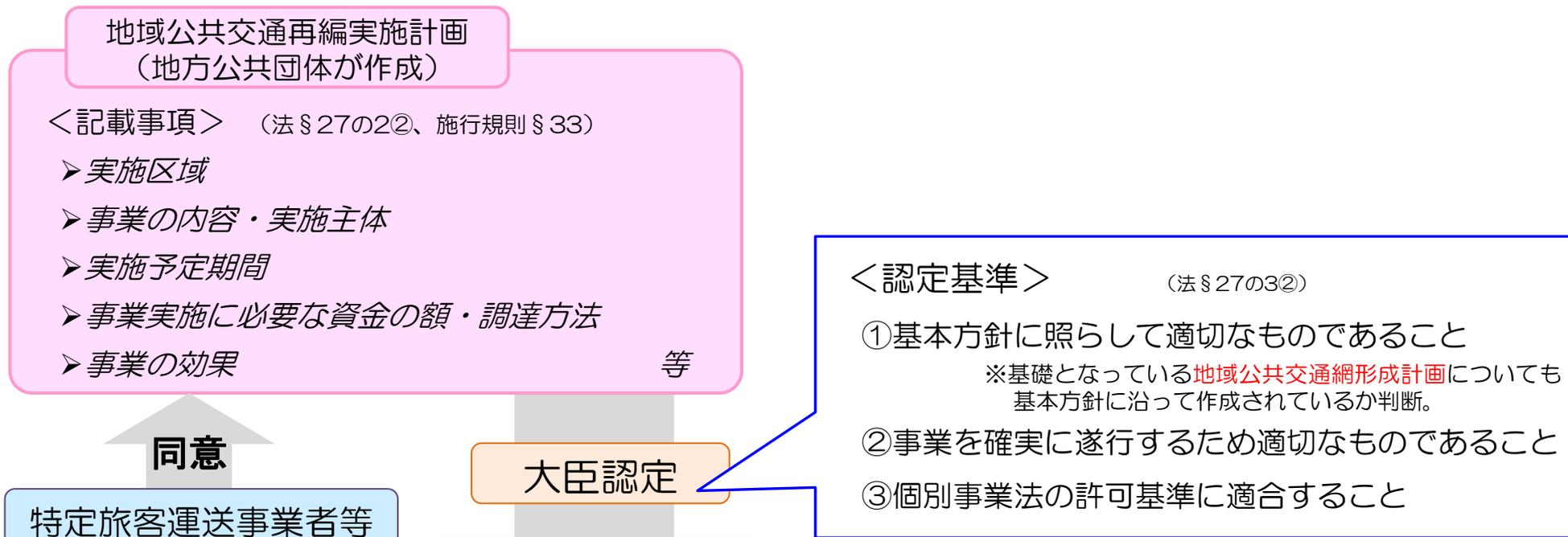
## 2. 平成27年以降に交通網形成計画を策定予定の自治体

○青森県青森市	○青森県八戸市	○青森県弘前市	○岩手県大船渡市	○岩手県八幡平市
○岩手県花巻市	○宮城県石巻市	○宮城県大崎市	○秋田県仙北市	○秋田県鹿角市
○秋田県秋田市	○秋田県大仙市	○秋田県美里町	○山形県山形市	○山形県酒田市
○山形県鶴岡市	○福島県福島市	○福島県郡山市	○福島県南相馬市	○福島県棚倉町

※上記の他に交通網形成計画策定を予定している自治体が複数ある。

# 地域公共交通再編実施計画の認定

- 地域公共交通再編実施計画は、地域公共交通網形成計画に地域公共交通再編事業に関する事項を定めた上で作成する実施計画（法第27条の2第1項）
- 地域公共交通再編実施計画の認定に当たっては、基本方針との整合性等を審査。



## 関係法令の特例・重点的な支援

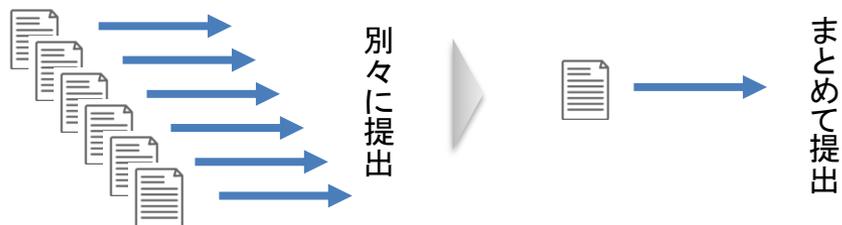
- ① 当該地域公共交通再編事業を実施する区域内で特定旅客運送事業を営む全ての者
- ② ①に代わって旅客運送事業を営もうとする者
- ③ ①に代わって自家用有償旅客運送を行おうとする者

# 地域公共交通再編実施計画の認定を受けるメリット

- 地域公共交通再編実施計画の認定を受けた場合には、手続きのワンストップ化などの特例を受けることが可能（法第27条の4～第28条）

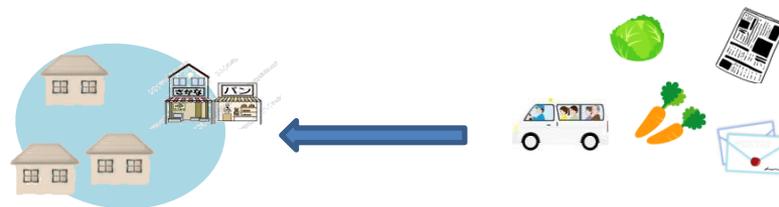
## 手続きのワンストップ化

地域公共交通再編実施計画と各運送事業法に基づく事業計画等を、別々に提出する必要がなくなります。



## 少量貨物の特例

旅客の運送に付随して、少量の貨物を運送することができます。（※自家用有償旅客運送のみ）



## 計画を阻害する行為の防止

地域公共交通再編実施計画の維持が困難となり、かつ、公衆の利便が著しく阻害されるおそれがある場合には、

- ① 計画区域内での一般乗合旅客自動車運送事業の許認可が制限されます。
  - ② 計画区域内での一般乗合旅客自動車運送事業の実施方法の変更を命じることができます。
- （※一般乗合旅客自動車運送事業のみ）

## 国土交通大臣による勧告・命令

公共交通事業者が正当な理由なく計画に定められた事業を実施していない場合には、国土交通大臣が勧告・命令を行い、事業の確実な実施を担保します。

## 【その他】

### 運賃・料金に係る審査が不要

住民その他の関係者の合意の上で一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金が記載されている場合には、国の審査を受けることが不要となります。（※協議会が道路運送法上の地域公共交通会議の構成員を含んでいる場合）

# 【参考事例】岐阜市地域公共交通網形成計画の概要

## 岐阜市地域公共交通網形成計画の概要

- 岐阜市は平成27年3月27日に地域公共交通網形成計画を作成。
- 同計画には、「地域公共交通再編事業に関する事項」を定めており、当該事業を具体的に実施するための地域公共交通再編実施計画を作成した。

### 「公共交通を軸に都市機能が集積した歩いて出かけられるまち」の実現を図る。

#### 施策1 路線再編

##### 幹線・支線バスへの再編による公共交通ネットワークの構築

- ・バス路線を幹線バスと支線バスとに再編し、需要にあったわかり易く利便性の高い効率的なバスネットワークを構築する。

#### 施策2 BRT導入

##### 幹線の強化としてBRT化を推進

- ・幹線を都市交通の軸とするため、定時性、速達性、視認性に優れ、導入コストが安価で、路線選定の柔軟性が優れ、段階的導入が可能なBRT化を推進する。

#### 施策3 乗継拠点

##### トランジットセンターの整備によるネットワークの構築

- ・幹線、支線バスとコミュニティバスが有機的に連携したバスネットワークを構築するとともに、乗継のシームレス化を図る総合的な取り組みを行う。

#### 施策4 コミュニティバス

##### まちの活力、暮らしを支える地域の移動手段の確保

- ・まちの振興に寄与し、地域生活の移動を支えるコミュニティバスの導入を推進する。

#### 施策5 関係者の連携

##### 多様な関係者の連携と市民の意識啓発

- ・公共交通に関係する市民、バス事業者、行政機関が連携し、総合的な取り組みを行う。

### ■実施施策

#### 幹線

#### 【ネットワークの構築】

##### JR岐阜駅をハブターミナルとするバス路線の再編

- JR岐阜駅を中心とした幹線バス路線の再編により定時性向上、需要に合った運行
- 幹線の運行の平準化

##### BRTの導入推進

- 走行環境の向上により、定時性、速達性を確保
- 都市内の基幹公共交通としてBRTの導入と連節バスの導入により大量輸送を実現

#### 乗継拠点

##### トランジットセンター整備検討

- 幹線バス・鉄道と、支線バス・コミュニティバス間のスムーズな乗り継ぎを実現する結節機能の充実

#### 支線

##### 支線バス

- 地域に合った支線バスへの再編
- 再編を推進する行政支援

#### コミュニティバス

##### 市民協働のコミュニティバスの導入

- 市民が経営感覚を持ち協働により運行するコミュニティバスの維持拡充

#### 【ネットワークの強化】

##### 都心部のバス路線の再編、拠点的バス停の整備、ダイヤシステムの構築

- 目的地の選択の自由度を向上させる拠点の整備
- ネットワークの利便性を高める路線計画と運行ダイヤシステムの構築

#### 【公共交通への意識の向上】

##### 多様な関係機関との連携による地域公共交通網の確保

- モビリティ・マネジメント活動の実施
- (仮称)地域公共交通政策基本条例を制定し公共交通に関わる市民を含めた関係者の役割を明示

地域公共交通再編実施計画の作成

(※) 上記赤枠内以外の事業についても、将来的に地域公共交通再編事業として行うものが存在する。

## 岐阜市地域公共交通再編実施計画の概要

【作成主体】 岐阜市      【区域】 岐阜市域内      【計画期間】 平成27年9月1日～平成33年3月末

### 【主な事業内容と効果】

項目	事業の効果
JR岐阜駅をハブターミナルとしたバス路線の再編（岐阜乗合自動車(株)）【平成27年10月1日実施】→②参照	
 茜部三田洞線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定時性・速達性の向上 最大約5分の遅延改善</li> <li>・ 一定の収支改善による持続性の向上</li> </ul>
日野市橋線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定時性・速達性の向上 最大約6分の遅延改善</li> <li>・ 一定の収支改善による持続性の向上</li> </ul>
JR岐阜駅を中心としたループ化への再編（岐阜乗合自動車(株)）【平成27年10月1日実施】→②参照	
鏡島市橋線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 需要が見込まれるルートへの再編</li> <li>・ 定時性・速達性の向上</li> </ul>
日野市橋線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一定の収支改善による持続性の向上</li> </ul>
市民協働型のコミュニティバスの導入推進（岐阜市（運行事業者：(株)日本タクシー））【平成27年9月1日実施】→②③参照	
 日野地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 路線バスとのネットワーク化によるバスの利用促進</li> </ul>
北長森地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の活性化</li> </ul>

○上記の事業のほか、平成28年4月以降、6路線について再編を実施予定。（②参照）

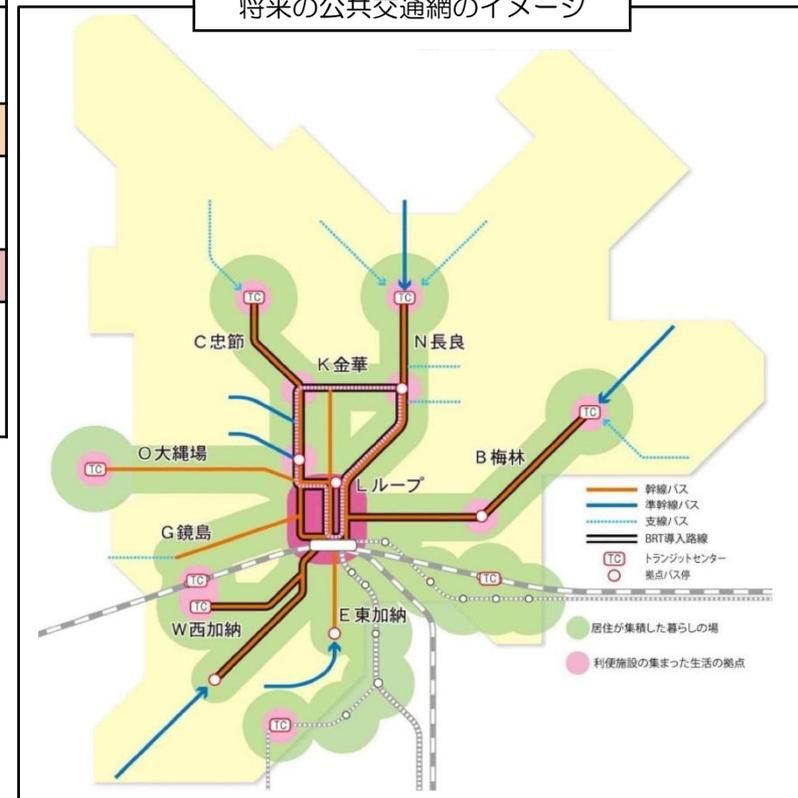
○さらに、将来的に本計画を変更し、平成32年度までに、新たな都心拠点となる行政施設の建設にあわせて、「トランジットセンター」（乗継拠点）の整備、BRTの導入も含めた中心部の幹線バス路線の再編等を行うこととしている。

### ◀岐阜市による支援の内容▶

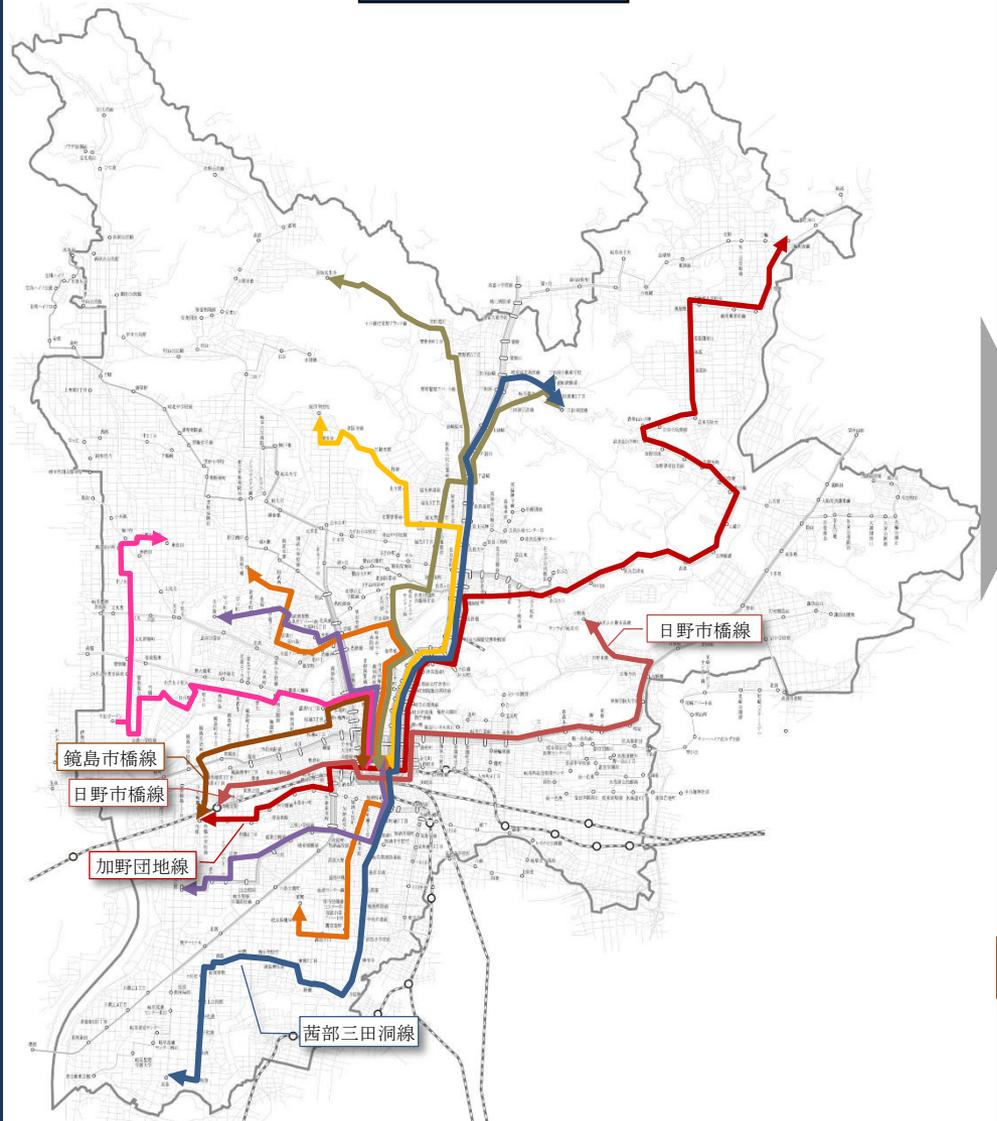
- ・ 運行費補助      ・ 利用環境、走行環境整備
- ・ 乗降データなどビックデータの分析による技術的支援
- ・ モビリティ・マネジメント活動による利用促進活動      等

これらの事業により、  
利便性の高い公共交通ネットワークを構築

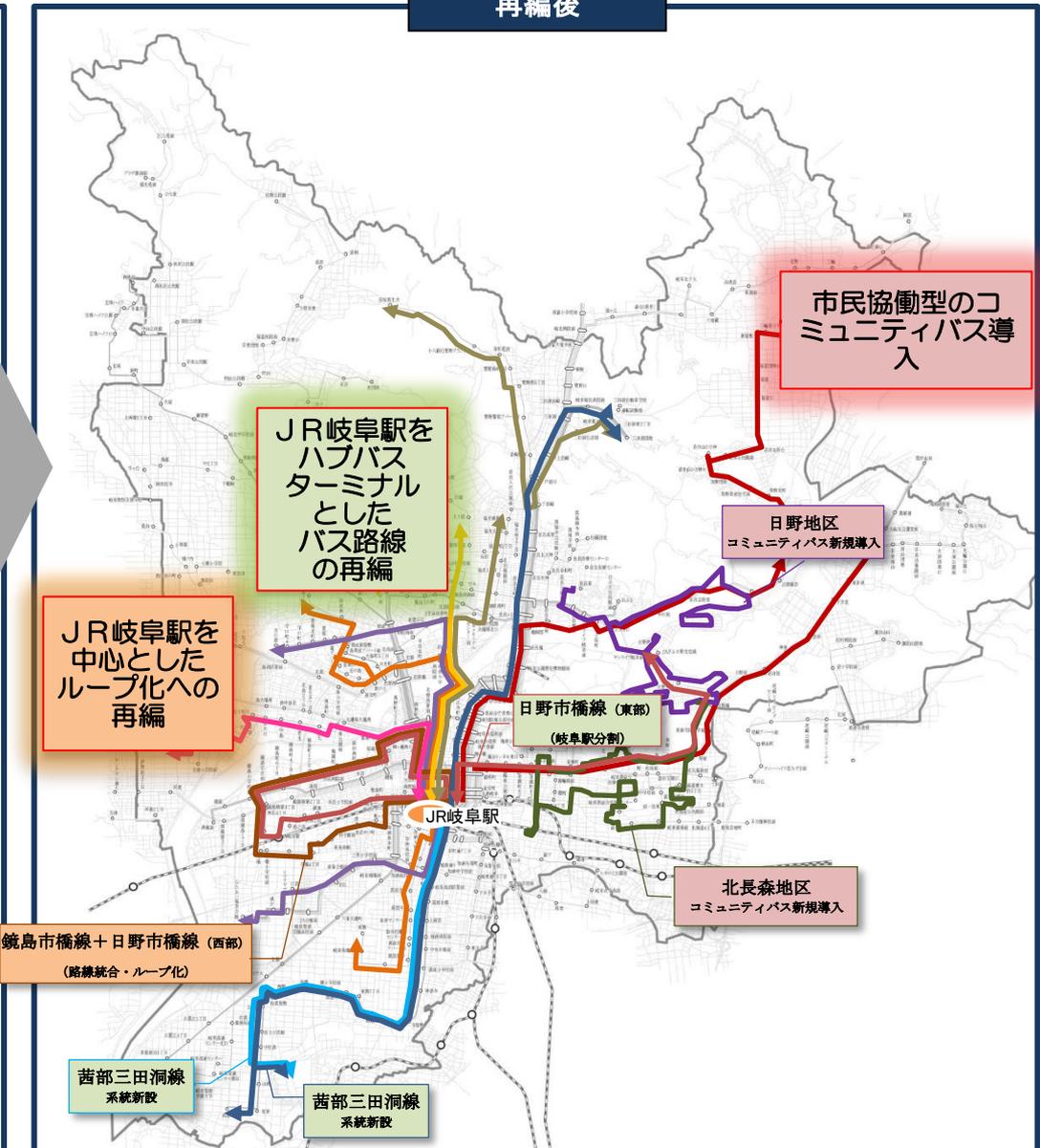
将来の公共交通網のイメージ



再編前



再編後



※路線名、地区を明記した部分は平成27年9月・10月実施分

■コミュニティバスを支える市民協働の仕組み

地域住民が主体となった運営協議会を設置

地域住民・行政・交通事業者の3者が連携

地域住民が主役



地域住民

地域が経営感覚を持った運営

- ・計画段階から住民が参画
  - ・ルートやバス停の位置の検討
  - ・ダイヤの運行計画の立案・運賃の決定
  - ・コミュニティバスの愛称も募集
- ・運行段階での運営
  - ・地域で広告を募集
  - ・利用者をサポートするヘルパーボランティア



行政(市)

運営の支援

- ・運行事業者の選定(公募)
- ・法的手続き
- ・利用促進の助言
- ・補助金

交通事業者

バスの運行

- ・安全安心な運行の徹底
- ・運行経費の縮減

現在、岐阜市内16地区でコミュニティバスを運行  
(これらに加え、平成27年9月1日より2地区で運行開始)

地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画の策定に当たり、両計画の策定手順、考え方を示した手引きを作成いたしました。

本手引きは、特に、初めての公共交通に関する計画の策定で、何から手を付けてよいかわからない方や、公共交通専任の担当者が1名又は担当不在の地方公共団体において、計画策定に際し踏まえるべきポイントや、真に検討すべき事項を明らかにする観点からまとめました。

## ○地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画策定のための手引き

### 【入門編】

計画策定の背景やポイント、基本的な考え方を記載

1. 網形成計画・再編実施計画策定のポイント
2. 地域の問題点・課題を明確にしましょう
3. 協議会
4. 目標設定、モニタリング
5. これからのサービスの在り方

### 【詳細編】

計画策定の詳細や各種調査・分析手法、事例等について記載

1. 地域公共交通網形成計画作成
2. 地域公共交通再編実施計画作成
3. 各種調査手法
4. 各種分析手法
5. 協議会等
6. アドバイザー・コーディネーター
7. 評価手法について
8. 地域公共交通再編の事業例
9. 地域公共交通特定事業等
10. Q&A集

